

。学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和七年十一月一十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六二八）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「する異動又は」を「する異動、」に、「）の移転」を「）の移転又は新たに給料表の適用を受ける学校職員となつたこと」に改める。

第六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「当該異動」を「又は新たに給料表の適用を受ける学校職員となつて当該学校等に勤務することとなり、当該異動又は勤務することとなつたこと」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、」及び「又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「採用を」を「採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）を」に、「のうち前項に規定する学校職員に該当する」を「で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなる」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項を同条第二項とし、同条第五項第一号を削り、同項第一号中「第三項」を「第一項」に、「の日」を「の日又は同項に規定する勤務することとなつた日」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号に規定する学校職員 当該学校職員が職務に復帰した日にへき地学校等又は指定学校に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

第六条第五項第三号中「前項第三号」を「前項第一号」に、「当該学校職員の給料表の適用を受けることとなつた日、」を「当該学校職員の」に改め、「又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日」を削り、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条の二中「第六条第一項」を「第六条第三項」に、「第十一条の一第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第九条第一項及び第十条第一項中「多学年学級担当手当、」を削る。

第十一条を削る。

第十一条の一「第二項第三号中「徳島県学校職員給与条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第四号）」を加え、同条を第十一条とする。

第十二条第一項第一号イ中「勤務時間条例第三条第三項」を「若しくは同条第三項」に、「業務」を「日中に業務」に、「終日に及ぶ程度（日中八時間程度とする。）又はこれと同程度」を「四時間程度」に改める。

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二の改正規定（「第十二条の二第一項」を「第十二条第一項」に改める部分に限る。）、第九条第一項及び第十条第二項の改正規定、第十二条を削る改正規定、第十二条の二第二項第三号の改正規定、第十二条の二を第十二条とする改正規定並びに第十二条第一項第一号イの改正規定（「勤務時間条例第三条第三項」を「若しくは同条第三項」に改める部分を除く。）は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 （学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和七年三月三十日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を次のように改める。

暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」といつ。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員をいつ。以下同じ。）とみなして、学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和七年十一月二十五日公布）による改正後の学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則六一八」といつ。）第三条第一項の規定を適用する。

附則第二条第二項中「第六条第四項及び第五項」を「第六条第二項及び第三項」に、「同条第四項第二号」を「同条第二項第三号」に、「令和三年改正法」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」といつ。）」に、「第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」を「又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和二年改正法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に、「第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの」を「若しくは第六条第一項若しくは第二項の」に、「同項第二号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同条第三项第四号」に、「附則第九条第一項に規定する暫定再任用学校職員」を「附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員」に改める。

附則第三条第一項中「第六条第四項第一号から第三号まで」を「第六条第一項」に、「第五条第一項から第四項まで」を「若しくは」に改め、「又は第七条第一項から第四項まで」を削り、同条第一項中「第六条第四項第四号」を「第六条第二項第三号」に、「同号の」を「同号に」に改め、同条第三項中「第六条第四項第五号」を「第六条第一項第四号」に、「同条の三」を「第五条の三」に改める。